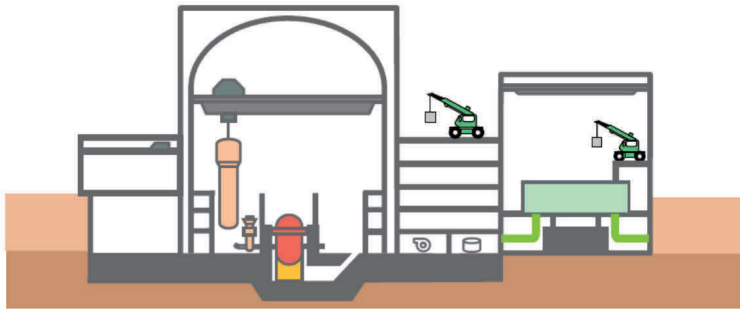


○原子炉等解体撤去期間(第3段階)【7年間】

□期間中に実施(開始)する主な工事等

- (1)低線量設備等解体撤去 →対象:原子炉本体以外(比較的低い放射能レベル)
- (2)汚染のない設備解体撤去 →対象:タービン建屋、管理区域外の設備、配管等
- (3)汚染の除去
- (4)汚染された物の廃棄
- (5)原子炉本体等解体撤去 →対象:原子炉本体等(比較的高い放射能レベル)

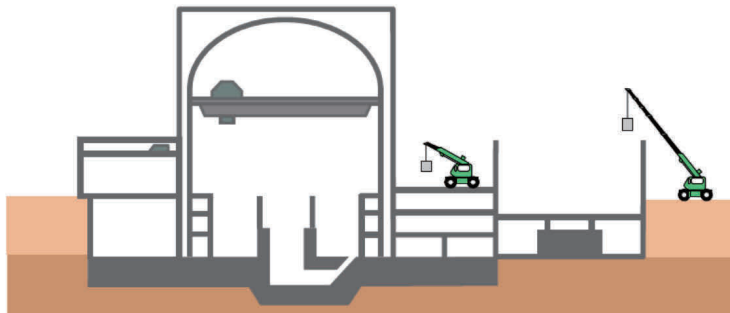


放射能の減衰を待って、原子炉容器、蒸気発生器等を解体撤去する。

○建屋等解体撤去期間(第4段階)【7年間】

□期間中に実施(開始)する主な工事等

- (1)低線量設備等解体撤去 →対象:原子炉本体以外(比較的低い放射能レベル)
- (2)汚染のない設備解体撤去 →対象:タービン建屋、管理区域外の設備、配管等
- (3)汚染の除去
- (4)汚染された物の廃棄
- (5)建屋等解体撤去 →対象:原子炉格納容器、原子炉補助建屋等



建屋内の汚染物を撤去した後、最後に建屋^{*}を解体撤去する。

^{*}放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く。

✓安全確保対策

解体工事を安全に実施できるよう、以下の安全確保対策を講じる。

□放射性物質の漏えい及び拡散防止

- ・ 工事により発生する気体、液体の放射性廃棄物が施設外へ漏えい、拡散しないように、既設の設備を用いて、適切に処理する。
- ・ 放出管理及び周辺環境に対する放射線モニタリングを実施する。

□従事者の被ばく低減

- ・ 汚染の除去や水中での解体を実施する。

□事故防止

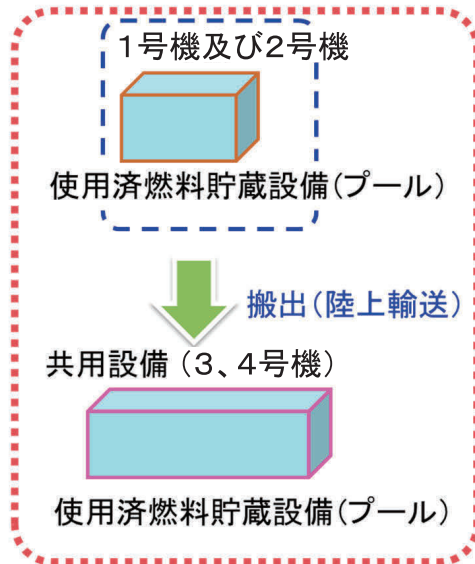
□廃止措置用の装置

□労働災害の防止

✓ 核燃料物質(使用済燃料、新燃料)の譲渡し

○使用済燃料の1、2号機外への搬出は第2段階終了(令和22年度)までに完了

○1号機の使用済燃料の(再処理事業者への)^(ゆずりわたし)譲渡しは、
令和25年度(2043年度)までの可能な限り早期に完了



六ヶ所再処理工場(日本原燃)



○2号機の使用済燃料の
(再処理事業者への)譲渡しは、
令和36年度(2054年度)までの
可能な限り早期に完了

✓ 汚染の除去及び除去された物の廃棄

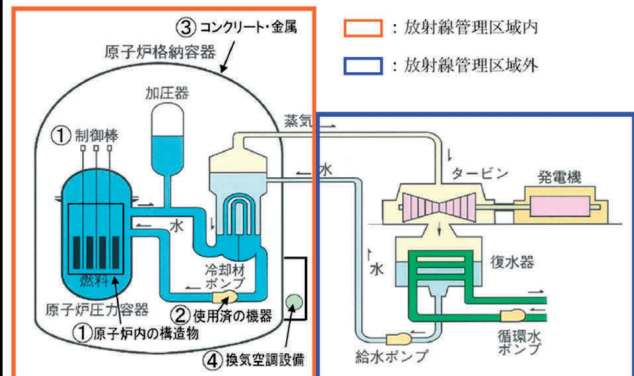
○放射性固体廃棄物は、放射能レベルに応じて区分する。(①～④)

○放射性固体廃棄物は、令和36年度の廃止措置終了前までの早い時期に、
搬出検査を行った後、廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。

○廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。

放射能レベル区分		推定 発生量 (トン)
放射性 廃棄物 低 レ ベル	①放射能レベルの比較的高い廃棄物(L1)	約100
	②放射能レベルの比較的低い廃棄物(L2)	約90
	③放射能レベルの極めて低い廃棄物(L3)	約800
	③放射能レベルの極めて低い廃棄物(L3)	約800
④放射性物質濃度の測定により放射性物質として扱う必要のない廃棄物		約1,990
		約2,040
		約3,920
		約3,990
合 計		約6,800
		約6,910

(トン)



これらの他、放射性物質に汚染されていない放射線管理区域外の廃棄物が、

1号機では約18.4万トン、

2号機では約18.6万トン発生する。

上段: 1号機
下段: 2号機

